

A11 おおむね上記Q10と同様ですが、基金制度に関する定款の定めと移行時の課税関係に相違点があります。

【解説】

1. 定款変更手続き

基金制度に関する規定を定款で定める必要はありません。

2. 移行時の課税関係

(1) 個人出資者の課税関係

個人出資者の移行に伴う持分の放棄については、それが、医療法人への贈与による出資持分の移転を伴うものであれば、出資持分の時価によるみなし譲渡課税の問題が生じるが、医療法人は自己の出資持分を取得することはできないと解されていること等により、株式の消却と同様、譲渡性が認められないため、譲渡所得課税は生じないものと解されています。

(2) 法人出資者の課税関係

法人出資者の移行に伴う持分の放棄については、一義的には対価がゼロの取引として、その帳簿価額が損失として計上されることとなります。ただし、その持分に時価相当額が認識できる(時価がゼロでない)場合には、その持分の放棄が経済的利益の供与に該当するため、その供与することについて相当な理由がない限り、その持分の時価相当額については、法人税法に規定する寄附金に該当するものとして取り扱われます。